

財政再建へ向けて正念場 令和4年度一般会計予算を可決

前年度比5億円増の218億円
市の予算に対する姿勢について意見書を提出

予算審査特別委員会
を設置

市執行部の予算に対する
姿勢について問う

予算審査特別委員会（全議員で構成）において、3月1日から4日及び17日の計5日間、令和4年度一般会計及び特別会計予算などの7議案の審査を行いました。

※各議案の審議結果は15ページをご参照下さい。

令和4年度一般会計当初予算は、前年度（令和3年度6月議会補正後）比2.4%（5億1500万1千円）増の218億4千万円。また、特別会計は、国民健康保険事業が1億2828万3千円の減、後期高齢者医療が2841万6千円の増、介護保険事業が6546万9千円の増など、合計3432万5千円の減となりました。一般・特別・公営企業会計を合わせた市全体では、4億6515万6千円の増となっています。

今回の審査において、各予算に対し、様々な質疑、意見が出されましたが、それらに共通した課題が、議会に対する適切な情報提供（説明）がないまま予算計上されていたことについてです。

特に、区長謝金、消防団員報酬、新体育館建設関連予算及び給食センター建設関連予算に対して、強い意見が出されました。これらの案件については、これまで議会から様々な形で課題を投げかけていたにも関わらず、議会に対する情報提供・説明等が十分になされないまま突然予算計上された形となったことから、委員から、そのことを含め、様々な質疑・意見等が出されました。

しかしながら、その質疑・意見等に対しても、執行部内で十分に整理されていないと思われる答弁が散見されました。

また、その中で、市民、関係団体等との課題整理が十分なされないまま計上された予算、費用対効果が十分に検討されていない予算、積算根拠が曖昧な予算等、複数の課題が浮き彫りになるなど、市の予算に対する思い、姿勢について厳しい意見が数多く出されました。

新体育館建設基本計画改定業務委託料及び学校給食センターの事業者選定支援業務委託料に対して
厳しい意見が出される

「新体育館建設基本計画改訂業務委託料」については、財源の問題、面積の整理などの大枠の説明もなく、経過や中身をしっかり説明ができないものについては賛同できないという意見や「学校給食センターの事業者選定支援業務委託料」については、事業手法の比較も不十分で、明確な説明資料も準備できてい

ないという意見等が出されました。特にこの2点の予算執行においては、丁寧な説明を尽くして、議会の理解を得るべきであると意見が出されました。

予算審査における意見書の
重みの認識を問う

まちづくり条例については、平成31年度の予算審査特別委員会において、「まちづくり協議会への支援については、根拠となる条例を制定すること。」との意見書を市長に提出しましたが、現時点においても条例が制定されていないため、議会から提出された意見書の重みを市は認識しているのかとの強い意見が出されました。



今回、予算審査の過程並びに委員間討議において出された意見等を踏まえ、予算審査特別委員会の総意として、次の3点を意見書としてとりまとめ、市長に提出しました。

意見書の提出に際し、意見書の重みを認識したうえでしっかりと対応すること、特に体育館建設と給食センター建設については、議会の理解を得られない時には、執行しないぐらいの覚悟をもって取り組むよう強く申し入れました。

令和4年度当初予算に関する意見書

① 市が実施する主要な施策（新たな施策、将来的に大きな予算を伴う施策、市の方針を転換する施策等）については、議会に對して、途中経過も含め、適切な時期に丁寧な情報提供（報告）を行うこと。また、市民及び関係者に対しても丁寧な説明を行い、合意形成に努めること。

② 予算については、その目的、主旨、効果等を明確にしたうえで計上すること。併せて、その妥当性を含め、積算根拠を明確にし、その執行にあたっては、最小の経費で最大の効果を上げよう努めること。

③ 特に体育館建設と給食センター建設（立地場所を含む）に関する予算の執行にあたっては、丁寧な説明を尽くして、議会の理解を得ること。

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

3月8日の本会議において、以下の決議文を全会一致で可決し、在日ロシア連邦大使、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に送付しました。

ウクライナの人々に1日でも早く、平穏な日々が訪れますよう願っております。

【決議文】

ロシアは去る2月24日、外交による問題解決を模索した国際社会の努力を踏みにじり圧倒的な軍事力を持ってウクライナへの軍事侵攻を開始し、理不尽な軍事行動を展開している。これによってウクライナ国民の生命、身体、財産が著しく脅かされ、子どもを含む多くの国民の犠牲が増え続けている。また、150万人を超える多くの難民が生じている。さらに、ロシア政府は自国内での反戦運動を力で弾圧し、ロシア国民の人権をも侵害している。

ロシアによる軍事侵攻は、領土の一体性の侵害と武力の行使を禁じた国連憲章及び国際法に明確に違反するものである。このような力による現状変更の試みは、相互理解と信頼構築によって平和を希求する日本国民および国際秩序への明らかな挑戦であって、断じて許されるものではない。

さらに、ロシアは、核兵器禁止を求める世界の人々の願いを無視して核兵器の使用を示唆した。こうした威嚇や挑発は、すべての人類と文明社会への挑戦というほかなく、唯一の被爆国である日本国及び非核宣言都市である小郡市としては断じて看過できない。加えて、稼働中の原子力発電所を攻撃、占拠する暴挙に及び、いよいよ国際社会への脅威を増幅させている。

よって、小郡市議会は、ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、ロシアに対し、軍を無条件で即時に撤退させることを強く求める。また、日本政府に対しては国際社会と緊密に連携し、問題解決に積極的に関与するとともにウクライナに滞在する邦人の保護に全力を尽くし、人道的な観点からウクライナの人々に対する必要な援助に取り組むことを求める。

以上、決議する。